

別紙

法令名	<p>1 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）及び道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第22号。以下「改正令」という。）</p> <p>2 改正令により改正される道路交通法施行令</p>
根拠条項	改正令により改正される道路交通法施行令別表第2
趣旨	<p>改正令により、一般違反行為の種別名称が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備不良（制動装置等）が自動車等整備不良（制動装置等） ・整備不良（尾灯等）が自動車等整備不良（尾灯等） <p>に改められるため、運転免許関係の審査基準、処分基準内の違反行為の種別名称も同様に改めた。</p> <p>（※内容は警察庁が示すモデル基準のとおり）</p>
改正等の概要	<p>一般違反行為の種別名称を引用している</p> <ul style="list-style-type: none"> ●審査基準（1件） ・運転免許を受ける場合の審査基準（試験により判断する場合以外の場合） ●処分基準（12件） ・運転免許の取消し（拒否）、停止（保留）等に関する処分基準 <p>について一般違反行為の種別名称を修正した。</p> <p>※ 改正する審査基準、処分基準は別紙のとおり</p>
施行日	令和8年4月1日
県民意見等を募集しなかった理由	<p>法改正による一般違反行為の種別名称の変更に伴う用語の修正で、当然必要とされる規定の整備であり、県民意見の募集を行っても、その意見を反映させる余地は極めて少なく、募集を行う意味が乏しいため。</p>
その他参考事項	

別紙

改正する審査基準、処分基準

●審査基準

道路交通法第84条第1項 運転免許（試験により判断する場合以外の場合）
運転免許を受ける場合の審査基準（病気、点数制度による判断）

●処分基準

①道路交通法第90条第5項 運転免許の取消し、効力の停止

一般違反（違反、唆し、道路外致死傷等）による事後取消し

②道路交通法第90条第6項 運転免許の取消し

特定違反（危険運転、酒酔い、ひき逃げ等）による事後取消し

③道路交通法第90条第9項 運転免許を受けることができない期間の指定

一般違反による拒否、事後取消しの拒否期間の指定

④道路交通法第90条第10項 運転免許を受けることができない期間の指定

特定違反による拒否、事後取消しの拒否期間の指定

⑤道路交通法第103条第1項 運転免許の取消し、効力の停止

病気、一般違反による免許の取消し、停止

⑥道路交通法第103条第2項 運転免許の取消し

特定違反による免許の取消し

⑦道路交通法第103条第4項 運転免許の取消し、効力の停止

他公安委員会から移送された一般、特定違反の取消し、停止

⑧道路交通法第103条第7項 運転免許を受けることができない期間の指定

病気、一般違反による取消し期間の指定

⑨道路交通法第103条第8項 運転免許を受けることができない期間の指定

特定違反による取消し期間の指定

⑩道路交通法第107条の5第1項 自動車等の運転禁止

病気、一般違反による国際免許の運転禁止

⑪道路交通法第107条の5第2項 自動車等の運転禁止

特定違反による国際免許の運転禁止

⑫道路交通法第107条の5第9項 自動車等の運転禁止

他公安委員会から移送された一般、特定違反における
国際免許の運転禁止